

平成 27 年 5 月 18 日

居宅介護支援事業者 御中
福祉用具貸与事業者 御中
短期入所生活介護事業者 御中
短期入所療養介護事業者 御中

南部町健康福祉課長
(公印省略)

短期入所利用中の福祉用具貸与の取り扱いについて

平素は当町の介護保険運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

日頃から、適切な介護保険サービスの提供にお取り組みいただいていることと存じますが、今後も介護給付費の適正利用のため、下記のとおり対処されますようお願いいたします。

記

1. 短期入所施設への貸与品の持ち込みについて

短期入所中も福祉用具算定は可能ですが、これは数日間の短期入所利用で事業者が用具をわざわざ引き上げ、退所後再度搬入するなど不合理なことがあるため認められていると考えます。

短期入所生活介護の運営基準では、サービス提供のために必要な設備及び備品等を備えなければならないとあることから、短期入所施設内での福祉用具の費用は、サービス報酬に包括しており、短期入所事業所が用意すべきものと考えます。短期入所サービス利用中は個別事例により福祉用具貸与費の算定が認められない場合がありますので、ご注意ください。ただし、用意されているものでは利用に支障が出る場合は、持ち込みが可能な場合がありますので、個別にご相談ください。

2. 当該月に利用者が在宅にいないことが、予め分かっている場合の福祉用具貸与について

予め長期間の短期入所サービスの計画を立てて、福祉用具の在宅利用がなかった場合などは、目的が施設入所と同じであると考えますので、福祉用具貸与(算定)は認められません。

3. 短期入所中に福祉用具貸与がある場合の対応について

短期入所期間が在宅期間よりも長い日数になる場合は、日割り計算や半月分の請求にするなど、ご検討をお願いします。

短期入所施設へ貸与品を持ち込む場合は、特別な理由をケアプランに記載し、ケア会議のケアプラン事例検討に提出してください。個別に検討させていただきます。

南部町健康福祉課 介護保険班 TEL 0178-60-7101
南部町地域包括支援センター TEL 0178-76-2555